

【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動基準）

- 1 私たちは、法令等を遵守します。
- 2 私たちは、子どもたちの人格の完成を目指します。
- 3 私たちは、不祥事を許しません。
- 4 私たちは、職責を自覚し、常に人間性を磨きます。

（6）①不祥事根絶のための行動計画

三次市立甲奴中学校  
作成責任者 校長 佐伯 貴昭

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○規範意識の自覚は進んでいるが、感覚が甘い面がある。	○研修や日常の行動において、規範意識を高める。 ○規範意識の共有化を組織的に図る。	○「チェックリスト」による意識度を出す。 ○規範意識の項目の弱点を月間目標にし、意識化する。 ○日報を活用し、規範意識を日常的に高める。	○全職員への意識調査を学期に1回行う。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○不祥事防止研修において十分な時間確保が難しい。 ○日常の情報交換や実践上の悩み等の交流をさらに充実させる。 ○教職員個人の経験に依存しがちで組織的な体制が不十分な面もある。	○教職員全員で不祥事防止研修を運営し、時間を確保する。 ○教職員同士のコミュニケーションをさらに促進する。 ○組織で仕事を進めるために、分掌会を定例化し、主任、主事を中心に機能的に進める。	○研修計画の担当者を月別に割り振り、職員が1回は研修担当となる。 ○不祥事防止研修を意図的・計画的に行い、日程を工夫するなど時間を確保する。 ○教職員間で日頃からの声かけをする。 ○組織的に動くことができるよう、校内人事を工夫する。 ○仕事を行うときに、リーダーを中心に2人以上のチームで進める。	○不祥事防止委員会で研修実施日や担当者を確認する。 ○定期の不祥事防止研修時に調査を行う。 ○生徒指導記録簿、起案文書等を2人の記名にする。
相談体制の充実	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」への相談がほとんどなく、認知度が低い可能性がある。 ○スクールカウンセラーとの相談回数が少ない。	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント」「障害を理由とする差別」相談窓口の周知を繰り返し行い、相談しやすい体制をつくる。 ○スクールカウンセラーの来校日には計画的に相談を設定する。	○PTA総会、各種通信等で保護者等に周知するとともに、校舎内全ての教室にポスターを掲示し、担当の教職員を明示する。 ○学期ごとにアンケートを実施し保護者から体罰、セクハラについて聴取する。 ○スクールカウンセラーの来校日に1回以上の相談を設定する。	○学期末に生徒、保護者及び本校教職員を対象にアンケートを実施する。 ○アンケートをもとに、面談を行う。 ○学期末懇談会等における保護者からの面談記録を作成する。